

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年5月14日

生駒市監査委員 東良徳一

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成31年1月22日から平成31年3月7日まで

3 監査の対象

福祉健康部 健康課、国保医療課

教育振興部 教育総務課、教育指導課

生駒北小学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校

生駒南中学校、生駒北中学校、緑ヶ丘中学校

俵口幼稚園、南幼稚園、ひがし保育園、みなみ保育園

生涯学習部 図書館、図書館南分館、図書館北分館、生駒駅前図書室

消防本部 総務課、予防課、警防課、消防署

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、昨年度に引き続き現金の取扱い、契約事務が法令等の規定どおりの処理となっているか、委託業務の履行確認が適切に行われているか及び行政財産の目的外使用についてを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

(1) 行政財産の目的外使用について

ア 監査の目的

行政財産は、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であるため、貸付けや交換、売払い等や私権を設定することは原則として禁止されている（地方自治法第238条の4第1項）。しかし、貸付けについては、同条第2項第1号から第4号ま

でのいずれかに該当する場合に認められており、また、同条第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができ、この許可により行政財産を使用させる場合には、使用料を徴収することができる(地方自治法第225条)。本市では生駒市行政財産使用料条例(以下「使用料条例」という。)により行政財産の目的外使用許可を受けた者は、原則、使用料を納付しなければならないものとなっている。

今回の監査では、平成29年度に引き続き定期監査対象課等が管理する行政財産の目的外使用許可の状況を把握し、使用料の算定等の事務について法令等に基づき適正に行われているかを検証し、今後の事務改善に資することを目的とした。

イ 監査の方法

対象課等から提出された目的外使用許可の状況に関する調書及び関係資料を審査し、必要に応じて担当職員からの聞き取り調査等を行った。

ウ 監査の着眼点

- (ア) 目的外使用許可に係る手続きは適正に行われているか。
- (イ) 使用料の算定及び徴収事務は適正に行われているか。
- (ウ) 使用料を減免している場合、使用料条例に基づき適正に行われているか。

※行政財産のうち都市公園等については、個別の法令等に占用等に関する手続き及び占用料等について定められており、使用料条例の対象には含まれない。

エ 監査の結果

用途別の目的外使用許可の状況は別表のとおりである。

事務処理等は概ね適正に行われていたが、下記(ア)～(キ)の事例が認められたため、各所管課等に是正を求めた。これは、本市において行政財産の目的外使用許可事務や使用料の徴収等に関するマニュアル等がないため、各所管課等がそれぞれの判断で事務を行っていることが原因であると考えられる。

そこで、目的外使用許可事務(使用料の徴収、減免等に関するものを含む。)を各所管課等が統一に行えるようなマニュアル等の整備が必要と思われるので、市長は早急に措置を講じられたい。

また、措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長はその旨を監査委員に通知されたい。

(ア) 使用許可権限者の誤り

教育長名で許可すべきところを市長名で許可しているものが認められた。(生涯学習部生涯学習課)

(イ) 使用許可書の許可期間が不適切

- ・ 自動更新条項が入っていた。(地域活力創生部商工観光課、上下水道部総務課)
- ・ 許可開始日のみ記載されており許可終了日の記載がなく、更新手続きが行われないうまま許可が継続されていた。(生涯学習部生涯学習課、上下水道部総務課)

(ウ) 公の施設の指定管理者が自主事業として設置している自動販売機について、目的外使用許可手続きが行われていなかった。(生涯学習部生涯学習課)

(エ) 収入科目の誤り

「使用料及び手数料」に収入すべきところ「諸収入」や「財産収入」に収入していた。(地域活力創生部商工観光課、福祉健康部健康課)

(オ) 収入時期の遅延

使用料条例第4条第1項では、目的外使用料は前納とし、例外的に市長が特に必要があると認める場合は、後納又は分割で納付させることが可能となっているが、監査日時点で使用料が未納となっていた。(福祉健康部健康課)

(カ) 減免申請書のないもの

奈良県や自治会等の行う公用、公益事業等のための目的外使用について、減免申請書の提出なく使用料を減免しているものがあつた。目的使用料条例第5条第1号では国又は他の地方公団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合は、使用料を減免することができることと規定しているが、目的外使用料は納付が原則であり、減免は例外的な措置であることに留意し、書面による申請により判断するよう指導した。(上下水道部総務課)

(キ) 減免に係る起案で減免理由の記載が不十分なもの

減免理由が簡略なもの、使用料条例第5条各号のいずれに該当するかの記載のないものがあつた。(生涯学習部生涯学習課、上下水道部総務課)

(別表)

用途 所管	電柱 支線類	線類 (架空線等)	管等地下 埋設物	倉庫	自動 販売機	自治会 掲示板	防災行政 無線	その他
商工観光課	2	—	—	—	2	—	1	【3件】 製品展示 2 看板 1
管理課	3	—	—	—	—	—	—	
みどり公園課	25	3	2	3	—	1	—	【13件】 基準点 1 モニュメント 1 落石防止柵 1 水平排水溝 1 標柱 1 フェンス 1 ホーイスクウト基地 1 バスケットゴール 1 移動通信サービス基地局 1 移動通信サービス中継施設 1 広場名板 1 防火水槽 2
上下水道部 総務課	60	7	1	1	—	—	—	【22件】 コンテナ 1 案内板等 6 水準点 1 ゴミ集積所 1 フェンス 1 標識 1 消防救急無線基地局等 2 防犯灯 4 防犯カメラ 2 駐車場 1 ゲート油圧ポンプ等 2
生涯学習課	7	2	3	1	6	—	5	【3件】 バス停留所標柱 1 緊急避難場所表示板 1 引込盤 1
健康課	—	—	—	—	1	—	—	【6件】 移動通信基地局 1 事務所 1 応急診療所 1 自動車保管場所 1 療育施設 1 委託業者控室 1
教育総務課	77	37	—	—	—	1	—	【5件】 避難所表示板 1 標識 1 標識柱 1 登下校メールサービス機器 2
消防本部	14	7	—	—	—	—	—	
合計	188	56	6	5	9	2	6	上記合計 52
総合計	目的外使用許可件数 324							

(2) その他の事項について

事務処理等は、概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙のとおりである。

(別紙)

福祉健康部

健康課

1 監査実施日 平成31年2月25日～2月27日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 各種健診、講座等の個人負担金等の収入事務について

1 1月分を抽出し、日計表、収入月計表、調定伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 市有土地及び物件賃貸料収入について

セラビーいこまメディカル棟の一部と生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽の一部の賃貸借に係る収入について、契約書、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿その他関係資料について照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の支出事務について

妊婦一般健康診査補助金等の支出事務について検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

国保医療課

1 監査実施日 平成31年3月4日～3月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 国民健康保険税収入について

収入状況表（月計）、調定伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 後期高齢者医療保険料収入について

日計表、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 未熟児養育医療自己負担金について

自己負担金の納入通知書写、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 国民健康保険に係る給付事務について

高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給事務について、支給申請書、支給台帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

教育振興部

教育総務課・教育指導課

1 監査実施日 平成31年1月22日～1月24日

2 監査結果

(1) 歳入について

京田辺市教育事務委託費負担金、土地建物貸付収入、太陽光発電売電収入等について、収入伝票、調定伝票、歳入整理簿等について照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

イ 補助金等の支出について

遠距離通学児童交通費補助金、障がい児課外学習事業補助金等について、補助金交付要綱、補助金交付申請書、支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為伺書等について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

教育長の交際費の資金前渡による現金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

生駒北小学校

1 監査実施日 平成31年2月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

桜ヶ丘小学校

1 監査実施日 平成31年2月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

あすか野小学校

1 監査実施日 平成31年2月4日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

壱分小学校

1 監査実施日 平成31年2月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒南中学校

1 監査実施日 平成31年2月21日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒北中学校

1 監査実施日 平成31年2月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

緑ヶ丘中学校

1 監査実施日 平成31年2月14日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、学校から給食センターへの納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は概ね適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

俵口幼稚園

1 監査実施日 平成31年2月12日

2 監査結果

(1) 歳入について

預かり保育料及び通園費等の収入について、預かり保育利用届、預かり保育利用実績表、乗車利用園児数報告書類、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

南幼稚園

1 監査実施日 平成31年2月6日

2 監査結果

(1) 歳入について

預かり保育料及び通園費等の収入について、預かり保育利用届、預かり保育利用実績表、乗車利用園児数報告書類、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

ひがし保育園

1 監査実施日 平成31年2月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

延長保育料の収入事務について、延長保育申請書、受付台帳、調定伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

みなみ保育園

1 監査実施日 平成31年2月6日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 通園費の収入事務について

乗車利用園児数報告書類、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき

概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 延長保育料の収入事務について

延長保育申請書、受付台帳、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生涯学習部

図書館

1 監査実施日 平成31年1月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

図書館南分館

1 監査実施日 平成31年2月1日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

図書館北分館

1 監査実施日 平成31年2月15日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

生駒駅前図書室

1 監査実施日 平成31年2月5日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金、読書カフェ飲料代等の収入について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

消防本部

総務課、予防課、警防課、消防署

1 監査実施日 平成31年1月29日～30日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 消防手数料の収入事務について

消防法及び生駒市火災予防条例の規定による許可申請等に関する手数料の収入について、申請書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

消防団員等退職報償金受入金等の収入について、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を確認

したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

消防長交際費、道路通行料、災害時用食糧費等の資金前渡による現金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。